

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：料金收受職における女性社員比率15%を目指します。

<対策>

● 令和7年4月～

- ・ 当社の事業内容や採用情報を積極的に広報し、女性社員比率向上に努める。
- ・ 採用ホームページにおいて活躍する女性社員を積極的に紹介。

目標2：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準とします。

男性社員・・・取得率30%以上

女性社員・・・取得率75%以上

<対策>

● 令和7年4月～

- ・ 取得促進に向け、取得方法や制度内容について会議や掲示板等により社員に周知する。
- ・ 各職場における休業者のカバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）及び実施。

目標 3：有給休暇取得率 80%以上を目指します。

<対策>

● 令和 7 年 4 月～

・月 1 回の有給休暇取得を社内掲示板又はメール等で促進する。

以上

女性の活躍に関する情報公表ならびに
男性労働者の育児休業取得率の公表

女性の活躍に関する情報公表ならびに男性労働者の育児休業取得率を公表します。

1. 女性の活躍に関する情報公表

公表項目	全体
採用した労働者に占める女性労働者の割合	19.0%
有給休暇取得率	86.6%

<男女の賃金の差異>

区分	男女の賃金の差異
全労働者	83.8%
正社員	80.5%
パート・有期社員	80.9%

- ・対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・正社員：役員、出向者を除く
- ・パート・有期社員：再雇用、パートタイマー等の有期雇用社員
- ・賃金:通勤費を除く総支給
- ・公表日：令和7年6月25日

2. 男性労働者の育児休業取得率の公表

育児休業等をした男性社員の数	5名
配偶者が出産した男性労働者の数	9名

- ・対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・公表日：令和7年6月25日

以上